

使も調査又ハ調査官ヲ派遣シテ調査ヲ行フ...
第三十二條 地方長官ハ必要ナル場合ニ於テハ...
第三十三條 地方長官ハ必要ナル場合ニ於テハ...
第三十四條 地方長官ハ必要ナル場合ニ於テハ...
第三十五條 地方長官ハ必要ナル場合ニ於テハ...
第三十六條 地方長官ハ必要ナル場合ニ於テハ...
第三十七條 地方長官ハ必要ナル場合ニ於テハ...
第三十八條 地方長官ハ必要ナル場合ニ於テハ...
第三十九條 地方長官ハ必要ナル場合ニ於テハ...
第四十條 地方長官ハ必要ナル場合ニ於テハ...
第四十一條 地方長官ハ必要ナル場合ニ於テハ...
第四十二條 地方長官ハ必要ナル場合ニ於テハ...
第四十三條 地方長官ハ必要ナル場合ニ於テハ...
第四十四條 地方長官ハ必要ナル場合ニ於テハ...
第四十五條 地方長官ハ必要ナル場合ニ於テハ...
第四十六條 地方長官ハ必要ナル場合ニ於テハ...
第四十七條 地方長官ハ必要ナル場合ニ於テハ...
第四十八條 地方長官ハ必要ナル場合ニ於テハ...
第四十九條 地方長官ハ必要ナル場合ニ於テハ...
第五十條 地方長官ハ必要ナル場合ニ於テハ...

86

切又ハ被用者ニシテ...
第三十二條 地方長官ハ必要ナル場合ニ於テハ...
第三十三條 地方長官ハ必要ナル場合ニ於テハ...
第三十四條 地方長官ハ必要ナル場合ニ於テハ...
第三十五條 地方長官ハ必要ナル場合ニ於テハ...
第三十六條 地方長官ハ必要ナル場合ニ於テハ...
第三十七條 地方長官ハ必要ナル場合ニ於テハ...
第三十八條 地方長官ハ必要ナル場合ニ於テハ...
第三十九條 地方長官ハ必要ナル場合ニ於テハ...
第四十條 地方長官ハ必要ナル場合ニ於テハ...
第四十一條 地方長官ハ必要ナル場合ニ於テハ...
第四十二條 地方長官ハ必要ナル場合ニ於テハ...
第四十三條 地方長官ハ必要ナル場合ニ於テハ...
第四十四條 地方長官ハ必要ナル場合ニ於テハ...
第四十五條 地方長官ハ必要ナル場合ニ於テハ...
第四十六條 地方長官ハ必要ナル場合ニ於テハ...
第四十七條 地方長官ハ必要ナル場合ニ於テハ...
第四十八條 地方長官ハ必要ナル場合ニ於テハ...
第四十九條 地方長官ハ必要ナル場合ニ於テハ...
第五十條 地方長官ハ必要ナル場合ニ於テハ...

第五十四條 地方官の職務
第五十五條 地方官の懲戒
第五十六條 地方官の免職
第五十七條 地方官の懲罰
第五十八條 地方官の懲罰
第五十九條 地方官の懲罰
第六十條 地方官の懲罰
第六十一條 地方官の懲罰
第六十二條 地方官の懲罰
第六十三條 地方官の懲罰
第六十四條 地方官の懲罰
第六十五條 地方官の懲罰
第六十六條 地方官の懲罰
第六十七條 地方官の懲罰
第六十八條 地方官の懲罰
第六十九條 地方官の懲罰
第七十條 地方官の懲罰
第七十一條 地方官の懲罰
第七十二條 地方官の懲罰
第七十三條 地方官の懲罰
第七十四條 地方官の懲罰
第七十五條 地方官の懲罰
第七十六條 地方官の懲罰
第七十七條 地方官の懲罰
第七十八條 地方官の懲罰
第七十九條 地方官の懲罰
第八十條 地方官の懲罰
第八十一條 地方官の懲罰
第八十二條 地方官の懲罰
第八十三條 地方官の懲罰
第八十四條 地方官の懲罰
第八十五條 地方官の懲罰
第八十六條 地方官の懲罰
第八十七條 地方官の懲罰
第八十八條 地方官の懲罰
第八十九條 地方官の懲罰
第九十條 地方官の懲罰
第九十一條 地方官の懲罰
第九十二條 地方官の懲罰
第九十三條 地方官の懲罰
第九十四條 地方官の懲罰
第九十五條 地方官の懲罰
第九十六條 地方官の懲罰
第九十七條 地方官の懲罰
第九十八條 地方官の懲罰
第九十九條 地方官の懲罰
第一百條 地方官の懲罰

第六十條 厚生大臣(軍需省所管企業)
第六十一條 厚生大臣(軍需省所管企業)
第六十二條 厚生大臣(軍需省所管企業)
第六十三條 厚生大臣(軍需省所管企業)
第六十四條 厚生大臣(軍需省所管企業)
第六十五條 厚生大臣(軍需省所管企業)
第六十六條 厚生大臣(軍需省所管企業)
第六十七條 厚生大臣(軍需省所管企業)
第六十八條 厚生大臣(軍需省所管企業)
第六十九條 厚生大臣(軍需省所管企業)
第七十條 厚生大臣(軍需省所管企業)
第七十一條 厚生大臣(軍需省所管企業)
第七十二條 厚生大臣(軍需省所管企業)
第七十三條 厚生大臣(軍需省所管企業)
第七十四條 厚生大臣(軍需省所管企業)
第七十五條 厚生大臣(軍需省所管企業)
第七十六條 厚生大臣(軍需省所管企業)
第七十七條 厚生大臣(軍需省所管企業)
第七十八條 厚生大臣(軍需省所管企業)
第七十九條 厚生大臣(軍需省所管企業)
第八十條 厚生大臣(軍需省所管企業)
第八十一條 厚生大臣(軍需省所管企業)
第八十二條 厚生大臣(軍需省所管企業)
第八十三條 厚生大臣(軍需省所管企業)
第八十四條 厚生大臣(軍需省所管企業)
第八十五條 厚生大臣(軍需省所管企業)
第八十六條 厚生大臣(軍需省所管企業)
第八十七條 厚生大臣(軍需省所管企業)
第八十八條 厚生大臣(軍需省所管企業)
第八十九條 厚生大臣(軍需省所管企業)
第九十條 厚生大臣(軍需省所管企業)
第九十一條 厚生大臣(軍需省所管企業)
第九十二條 厚生大臣(軍需省所管企業)
第九十三條 厚生大臣(軍需省所管企業)
第九十四條 厚生大臣(軍需省所管企業)
第九十五條 厚生大臣(軍需省所管企業)
第九十六條 厚生大臣(軍需省所管企業)
第九十七條 厚生大臣(軍需省所管企業)
第九十八條 厚生大臣(軍需省所管企業)
第九十九條 厚生大臣(軍需省所管企業)
第一百條 厚生大臣(軍需省所管企業)

御名御璽

昭和二十年三月五日
内閣總理大臣 小磯 國昭
厚生大臣 相川 勝六

第五十四條 地方官の職務
第五十五條 地方官の懲戒
第五十六條 地方官の免職
第五十七條 地方官の懲罰
第五十八條 地方官の懲罰
第五十九條 地方官の懲罰
第六十條 地方官の懲罰
第六十一條 地方官の懲罰
第六十二條 地方官の懲罰
第六十三條 地方官の懲罰
第六十四條 地方官の懲罰
第六十五條 地方官の懲罰
第六十六條 地方官の懲罰
第六十七條 地方官の懲罰
第六十八條 地方官の懲罰
第六十九條 地方官の懲罰
第七十條 地方官の懲罰
第七十一條 地方官の懲罰
第七十二條 地方官の懲罰
第七十三條 地方官の懲罰
第七十四條 地方官の懲罰
第七十五條 地方官の懲罰
第七十六條 地方官の懲罰
第七十七條 地方官の懲罰
第七十八條 地方官の懲罰
第七十九條 地方官の懲罰
第八十條 地方官の懲罰
第八十一條 地方官の懲罰
第八十二條 地方官の懲罰
第八十三條 地方官の懲罰
第八十四條 地方官の懲罰
第八十五條 地方官の懲罰
第八十六條 地方官の懲罰
第八十七條 地方官の懲罰
第八十八條 地方官の懲罰
第八十九條 地方官の懲罰
第九十條 地方官の懲罰
第九十一條 地方官の懲罰
第九十二條 地方官の懲罰
第九十三條 地方官の懲罰
第九十四條 地方官の懲罰
第九十五條 地方官の懲罰
第九十六條 地方官の懲罰
第九十七條 地方官の懲罰
第九十八條 地方官の懲罰
第九十九條 地方官の懲罰
第一百條 地方官の懲罰

官報 第五四四〇號 昭和二十年三月六日 火曜日